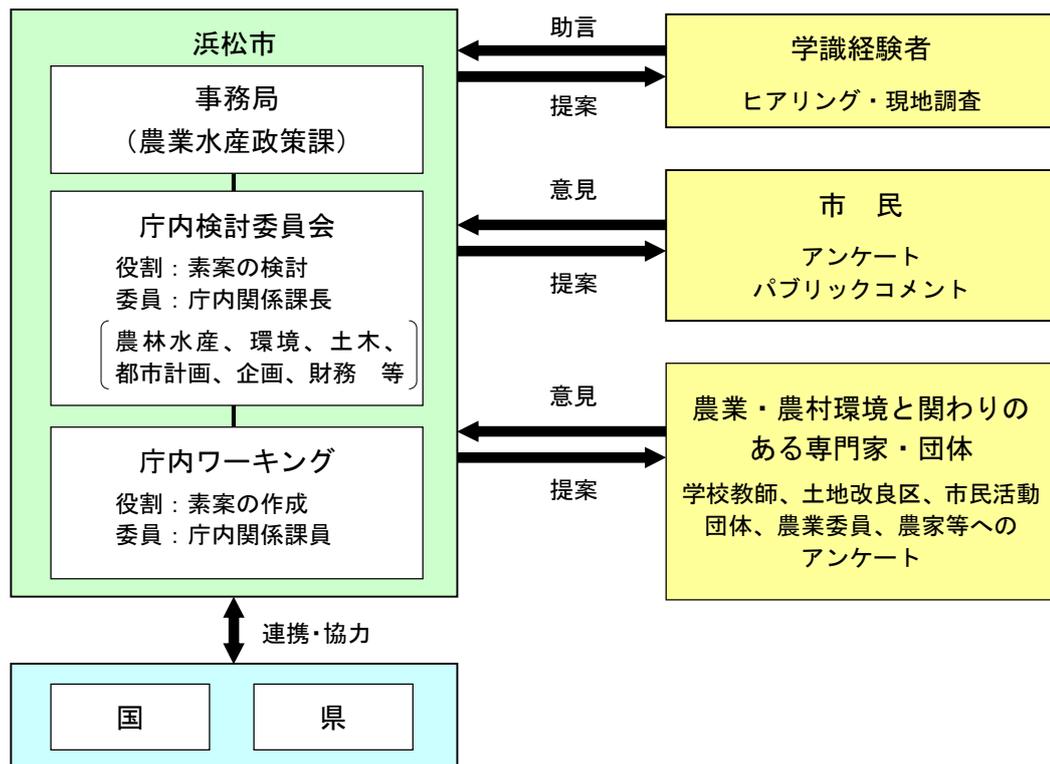


# 参考資料

## 1 策定体制

本計画は、以下の体制により、全庁的な検討と様々な外部団体、学識経験者の意見により、策定しました。



### 【庁内検討委員会・庁内ワーキングの構成】

(平成22年度末組織名)

静岡県西部農林事務所	農村整備課
企画部	企画課
財務部	財政課
生活文化部	文化財課
環境部	環境企画課、環境保全課
農林水産部	農業水産政策課(事務局)、農業振興課、北部農業事務所、森林課
都市計画部	都市計画課、土地政策課、都市開発課
公園緑地部	緑政課
土木部	土木総務課、道路課、河川課
農業委員会	農業委員会事務局

【学識経験者】 山田辰美 富士常葉大学 環境防災学部教授

## 2 策定経過

年月		庁内検討委員会・ワーキングなど	市民参加など
平成 21 年度 計画策定準備	10 月 ～11 月		<ul style="list-style-type: none"> <li>■市民アンケート (10 月 16 日～11 月 6 日)</li> <li>■専門家・関係者団体アンケート (11 月 4 日～11 月 20 日)</li> </ul>
	12 月		■農業者ヒアリング・現地調査
	2 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>■第 1 回庁内検討委員会(18 日)</li> <li>・農村環境計画の策定概要</li> </ul>	
平成 22 年度 計画策定	4 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>■第 1 回庁内ワーキング(28 日)</li> <li>・農村環境の現況と計画の課題</li> <li>・素案作成への意見収集</li> </ul>	
	9 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>■第 2 回庁内ワーキング(13 日)</li> <li>・素案の検討</li> </ul>	
	10 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>■第 3 回庁内ワーキング(12 日)</li> <li>・素案の検討</li> </ul>	
	11 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>■第 4 回庁内ワーキング(9 日)</li> <li>・最終素案のとりまとめ</li> <li>■第 2 回庁内検討委員会(22 日)</li> <li>・最終素案の決定</li> </ul>	
	12 月 ～1 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>■庁議報告</li> <li>■市議会報告</li> <li>■第 5 回庁内ワーキング(31 日)</li> <li>・パブリックコメントへの市の考え方検討</li> <li>・最終確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■パブリックコメント (平成 22 年 12 月 15 日 ～平成 23 年 1 月 17 日)</li> </ul>
	2 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>■第 3 回庁内検討委員会(15 日)</li> <li>・農村環境計画決定</li> <li>■庁議報告</li> <li>■市議会報告</li> </ul>	
	3 月		■パブリックコメントに対する市の考え方公表
平成 23 年度 公表	4 月	農村環境計画の策定	

### 3 用語解説

#### あ行

##### 【エコツーリズム】

地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組みです。

##### 【エコファーマー】

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、都道府県知事（浜松市では政令指定都市移行後は市長）から、たい肥等による土づくりと化学肥料や化学農薬の使用低減を一体的に行う農業生産方式を導入する計画について認定を受けた農業者の愛称です。

##### 【F S C森林認証（エフエスシーしんりんにんしょう）】

「森林が適切に管理されているか」を、第三者機関が全世界統一の基準に沿って審査、認証するもので、違法伐採や保護する価値の高い森林の伐採を防ぐ効果的な仕組みです。そして、それらの森林から生産された木材・木材製品へ認証ラベルを貼り付けることにより、消費者の選択的な購買を通じて持続可能な森林経営を支援する制度です。

浜松市内の天竜区及び北区引佐地域の森林のうち、27,865haがF S C森林認証林として認められており、市町村別取得面積では、日本第1位となっています。（H23.1月現在）

※F S C / Forest Stewardship Council : 森林管理協議会

#### か行

##### 【海食崖（かいしょくがい）】

潮流や波が、海岸や海底を少しずつ崩し削り取ることでできた海岸のがけのことをいいます。

##### 【外来種（がいらいしゅ）】

動植物の持つ本来の移動能力を超えて、意図的・非意図的に移動させられた生物で、海外から日本に持ち込まれた種に限りません。その地域に固有の生物である「在来種」と区別されます。

##### 【外来生物法（がいらいせいぶつほう）】

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律。特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止し、生物の多様性の確保、人の生命・身体の保護、農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することを目的とした法律です。

そのために、問題を引き起こす海外起源の外来生物を特定外来生物として指定し、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入といった取り扱いを規制し、特定外来生物の防除などを行うこととしています。

##### 【河岸段丘（かがんだんきゅう）】

河川に沿う階段状の地形のことです。侵食作用により、もとの河床が現在の河床より高い台地になっているもので、土地の隆起や水量の変化などにより生じ、その回数に応じて何段かの段丘を形成します。

##### 【乾田（かんでん）】

乾田は、非かんがい期に地下水位が田面よりかなり下にあり、作土を十分に乾かすことができる水田のことです。十分な地耐力が得られるので、トラクタやコンバインなど農作業用機械の導入に好都合です。また、かんがい期にある程度の水田浸透量があつて、多収の可能性を備えています。

##### 【かん養（かんよう）】

水が自然にしみ込むように、少しずつ養い育てることの意味です。

##### 【区画整理（くかくせいり）】

機械化農法に対応して、農地区画の再形成と、換地による農地の集団化を目的とする区画の造成のことをいいます。土地改良法制定以前は耕地整理と呼ばれていました。また10a程度の標準区画で整備された農地を、機械化に適した30a、あるいはそれ以上の区画に改めて整備することを再区画整理といいます。

##### 【グリーン・ツーリズム】

緑茶の振興と静岡らしい観光の提案として、景観観賞やお茶摘み体験などを組み入れ、茶産地やお茶の歴史、お茶のおいしさを訪ねるなど、来訪者に「茶」を五感で体験してもらい、「茶」に特化した形のグリーン・ツーリズムのことをいいます。

##### 【耕作放棄地（こうさくほうきち）】

過去において耕作の用に供していたが、耕作者が耕作をする意思がなくなった土地、又は耕作に供し得ない状態に荒廃した土地。農業センサス上では、過去1年以上作付けせず、今後数年間に再び耕作する意思がない土地をいいます。

#### さ行

##### 【砂州（さす）】

海岸線をやや離れて、海側に細長く砂礫が堆積してできた地形のことをいいます。

##### 【里山（さとやま）】

里地里山は、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落を取りまく二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域の概念です。

### 【自然エネルギー】

太陽光や熱、風力、潮力、地熱など自然現象から得られるエネルギーのことです。

### 【島畑景観（しまばたけいかん）】

水田底を他人の水田底より低く床下げし、発生した土砂を盛り上げた島畑と水田が点在する景観のことです。

### 【市民農園（しみんのうえん）】

都市の住民がレクリエーション、自家消費野菜・花の生産、高齢者の生きがいづくり等の多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園のことです。

### 【集落排水（しゅうらくはいすい）】

集落の散在する農村に適した汚水処理システムとして、おおむね 1000 人以下の規模で実施される、いわゆる農村下水道を整備する事業のことです。

### 【承水路（しょうすいろ）】

区域外から流れ込む水を境界で遮断するために設けられる水路のことで、素堀やU字溝のものが多くなっています。農地においては山際によく見られ、背後地からの侵入水を境界線で捕捉したり、農地を流下する水の勢いを止めるために圃場内に整備されることもあります。

### 【条里制（じょうりせい）】

大化改新(645)のなかで根幹をなす班田制を円滑に運営するために行われた制度であり、一種の区画整理のようなものです。かつての浜松市にも、この条里制による基盤目状に整然と区画された土地が見られました。区画は、ほぼ一辺が 109mを基本とした規則的な正方形の地割形態を示し、奈良時代には「坊」、平安時代からは「坪」と呼ばれるようになり、その面積が古代の1町となっていました。また条里制は、土地の所在地を何条何里何坊（坪）と表現し、合理的な土地表示様式の基礎単位としても機能していました。しかし、この条里地割は、一部を残し、そのほとんどがなくなってしまいました。

### 【シルト（しると）】

砂と粘土との中間の大きさをもつ碎屑物(さいせつぶつ)のことです。地質学では粒径 1/16mm~1/256mm のものをいいます。

### 【侵食谷（しんしょくこく）】

河川や氷河の侵食作用によって生じた谷のことです。

### 【水制工（すいせいこう）】

水の流れを制御し、河岸の保護や航路の維持などの機能を担う伝統的な河川工法です。緩流河川で用いられる杭出し水制やケレップ水制、急流河川で用いられる聖牛など、河川の特성에合せてさまざまな形態が考え出されてきま

した。その川ならではの形態を有する水制もあり、地域性豊かな河川施設であるともいえます。

### 【スプロール】

都市の郊外に無秩序・無計画に宅地が伸び広がっていくことをいいます。

## た行

### 【土地改良法（とちかいるょうほう）】

「農用地の改良、開発、保全及び集団化に関する事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めて、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もつて農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資すること」を目的として昭和 24 年に制定された法律です。(昭和 24 年 6 月 6 日法律第 195 号)

## な行

### 【二次的自然環境（にじてきしぜんかんきょう）】

二次林、二次草原、農耕地など、人と自然の長期にわたるかかわりのなかで形成されてきた自然環境のことです。原生的自然に人為などが加わって生じた二次的な自然という意味です。

### 【二次林（にじりん）】

その土地本来の自然植生が災害や人為によって破壊された後に、その置き換え群落として発達している森林のことです。日本の雑木林は、燃料用の薪や炭を焼くために切られた後、自然に再生したもののなので二次林と呼ばれます。

### 【農業振興地域（のうぎょうしんこうちいき）】

自然的経済的社会的諸条件を考慮して一体として農業の振興を図ることが相当であると認められる地域で、「農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年 7 月 1 日法律第 58 号）」に基づき、県知事が指定した区域です。

### 【農業農村整備事業（のうぎょうのうそんせいびじぎょう）】

農業生産の基礎となる農地や農業用水の整備と共に農道・農業集落排水施設の整備など、農村生活環境の整備を行うものです。また、他の公共事業と異なり農家（受益者）の申請に基づいて行われる事業であり、その事業費には受益者の負担が伴います。

### 【農地・水・環境保全向上対策（のうちみずかんきょうほぜんこうじょうたいさく）】

農業生産の基礎となる農地や農業用水をはじめ、農村の環境や美しい景観を、地域ぐるみで守り支えていく活動を支援する制度で、平成 19 年度から始まりました。活動地域は農用地区域内が原則で、活動組織に対して助成金が交付されます。

### 【農用地区域（のうようちくいき）】

農業振興地域のうち農用地として利用されるべき土地の区域で、農業目的以外の土地利用を規制されています。青地（あおじ）農地ともいいます。一方、農業振興地域の農地のうち、農用地区域以外の農用地を白地（しろじ）農地といいます。

### は行

#### 【バイオマスタウン】

バイオマスタウンとは、農林水産省が2004年から地域のバイオマス（家畜排泄物や生ゴミ、木くず等の動植物から生まれた再生可能な有機性資源）の総合的かつ効率的な利活用を図るため、市町村が主体となって策定する地域のバイオマス利活用の全体プラン「バイオマスタウン構想」を作成し、その実現に向けて取り組んでいる地域のことです。

#### 【パイプライン】

用水などの送水をパイプによって行う水路の形式をパイプラインといいます。地形が複雑な場合や、利用にあたって水圧を必要とする場合（スプリンクラーかんがいなど）に用いられ、自然の落差を利用する場合とポンプによって圧力を加えて送水する場合があります。

#### 【ビオトープ】

生物を意味する“Bio”と場所を意味する“Topo”を合成したドイツ語で、野生生物の生息空間を意味します。

#### 【ファームポンド】

農地または農地の近傍に設ける小規模な貯留施設のことです。

#### 【分水工（ぶんすいこう）】

農業用水の水を各受益地区に分配する分岐点に設置された分水施設です。ただし、いつの時代でも農業用水の公平な配分は為政者や農民の切実な問題でした。この問題を解決するための合理的な分水施設が、水の水平作用と逆サイフォンの原理を基本とする円筒分水工です。

#### 【ほ場（ほじょう）】

水田や畑や樹園地のことです。

### ま行

#### 【木質ペレット】

使用用途の少ない間伐材や端材木材を破砕⇒乾燥⇒圧縮することにより小粒状の固形燃料を製造します。再生利用によってCO<sub>2</sub>削減や原油価格に影響されない燃料として近年注目されています。

#### 【木工沈床（もっこうちんしょう）】

河岸、堤防などを水流の洗掘から護るために低水位以下

に設置する根固めのうち、木製のものをいいます。

### 【モニタリング】

事業により実施した環境配慮対策が想定どおりの効果を発揮したかどうか、事業実施後、一定期間の間、継続的に生態系の回復状況などを調査することをいいます。

### や行

#### 【谷津田（やつだ）】

谷津田とは山の谷あいにかかれた水田のことをいいますが、水源涵養のための二次林（いわゆる里山）、ため池、小川（用水路）、そして水田などがセットとして存在する場所をさす場合もあります。

### ら行

#### 【落差工（らくさこう）】

流水の流下エネルギーを落下方向に向けることにより低減させるとともに、河床勾配を計画河床勾配にまで緩和させるために流路に設けられる構造物で、河床より水通し天端までの間に高さを有することから落差工と呼ばれます。

#### 【レッドデータブック】

絶滅の恐れがある野生生物種について、それらの生息状況などをとりまとめた調査報告書のことで、国レベルの報告書と県レベルの報告書があります。

#### 【6次産業化（ろくじさんぎょうか）】

農林水産業（1次産業）と製造業（2次産業）、流通・販売業（3次産業）がお互いに連携し合って、新たな産業や需要を創出することです。（1次×2次×3次＝6次産業）

#### 【ロード・キル】

道路上で発生する動物の死亡事故などのことをいいます。

### わ行

#### 【ワンド】

入り江、また川の淀みや淵のことをいいます。近年、希少魚類をはじめ種々の生物を共存させる豊かな環境であることが認識されています。

---

---

## 浜松市農村環境計画

平成 23 年 4 月

発 行：浜松市

編 集：浜松市農林水産部農業水産政策課

〒432-8023 浜松市中区鴨江 3-1-10

TEL 053-457-2334 FAX 053-467-2214

E-mail [nousei@city.hamamatsu.shizuoka.jp](mailto:nousei@city.hamamatsu.shizuoka.jp)

---

---